
第3章 緑地の配置計画

1 基本的考え方

緑地の配置に当たっては、次に示す都市における緑の4つの機能に基づき、その配置の在り方を示し、その上で、各配置計画をまとめた総合的な緑地の配置方針を設定した。

表3-1 緑の機能

系統	機能	内容等
環境保全系統	人と自然が共生する都市環境を確保することができる緑	樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和等の機能を持っている。また、樹林地や水辺は野生生物の生育地、生息地として生態系を構成し、風の道を形成するなど、人と自然が共生する環境を形成することができる。
レクリエーション系統	緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した余暇空間を確保できる緑	自由時間の増大、価値観の多様化、交通網の発展等に伴い、余暇時間が増加したことにより、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識が高まるなど余暇需要が変化しつつあるなかで、緑の持つ多様な機能を活用することにより、緑豊かで質の高い余暇時間を確保することができる。
防災系統	災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全性を確保できる緑	大地震や大火災の発生時において人々の避難地や避難路、延焼防止帯、救援活動拠点、復旧活動拠点、広域防災拠点等として多様な機能をもつことから、緑を適切に確保することにより都市の安全性・防災性を高めることができる。
景観系統	多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成する緑	地域の気候、風土に応じて特徴ある美しい景観を創出したり、四季の変化を実感できる生活環境の創出等により、人々にゆとりと潤いをもたらすことができる。

資料：新編「緑の基本計画ハンドブック」H19 社団法人・日本公園緑地協会、国土交通省 都市計画課・公園緑地課

2 系統別配置方針

(1) 環境保全系統

ア 基本的考え方

環境保全系統の公園緑地は、自然環境を形成する上で重要な緑の保全や生物多様性に支えられる自然共生社会を実現するための基本的な要素で、多様な動植物の生息・生育環境の場として重要な役割をもち、クールアイランドの増進・創出に資し、水源地としての山林の保水機能を持つもの等として次のものを配置する。

イ 配置計画

(ア) 自然保全緑地

市西部の山岳丘陵地の樹林地である丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、飯山白山森林公園を中心に周辺緑地を含み配置する。

これらの緑地は、希少動植物や野生鳥獣の保護等の多様な動植物の生育・生息地としての環境の保全を図るとともに、市民や来訪者がこれらの自然に親しみ、学ぶこと等の出来る緑に親しむ空間としての活用を図る。

(イ) 里地保全緑地

6つの河川沿岸の平地に配置し、農業生産の場としての農業振興地域内の農用地区域の保全を図るとともに、農地を含む集落地及び市街化調整区域内の住宅地やそれらの間の樹林地等の緑の保全を図る。

これらの緑地は、水田を主体とした農地の維持を図りつつ、地域に生息する動植物と地域の人々の生活が共生する場として自然資源の保全・再生に努める。

(ウ) 里山保全緑地

自然保全緑地と里地との間の二次林を主体とした緑地で、里山の原風景を形成する身近な緑地としての保全を図るとともに、既設の民間大規模施設緑地（ゴルフ場）については、その緑地環境の維持に努めることにより、周辺地域と一体となった緑地環境を維持する緑地とする。

これらの緑地は、自然保全緑地と一体となって荻野川、恩曾川、小鮎川、玉川等の水源地として、また本市の西側の外郭を形成する緑の帯として位置づけるとともに、谷戸の水辺の保全・再生や動植物の保護など豊かな自然資源の保全に努める。

(イ) 河川・緑地

6つの河川、河川敷及び河川沿いの緑地は、水と緑の軸として、水生生物の生息環境を守り、水辺に親しむ場として保全・活用を図る。これらの河川は、エコロジカルネットワークの主軸に位置づけ、多自然型護岸の整備等により自然環境が維持された水辺のネットワークとする。

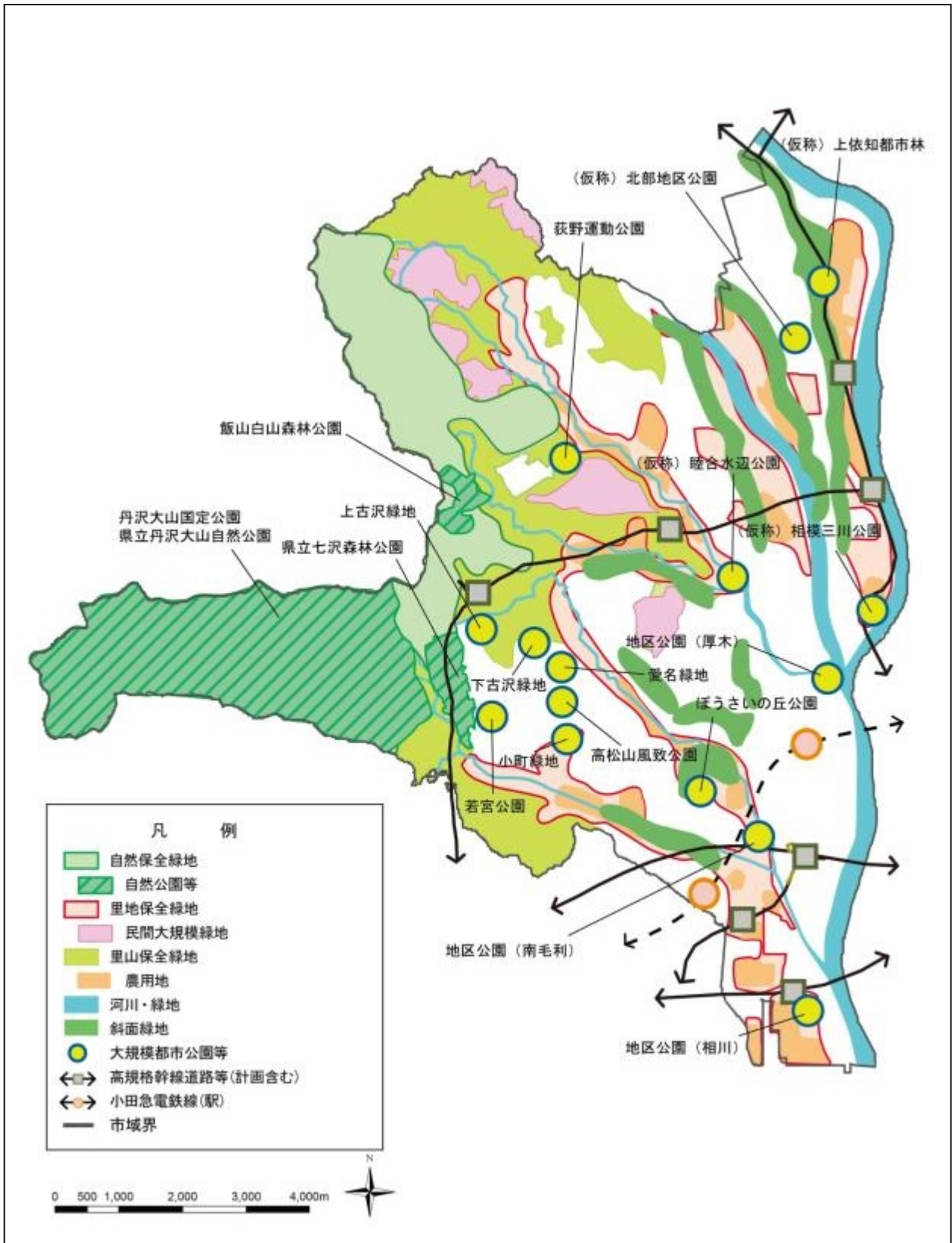
(オ) 斜面緑地

市街地と農業地を画する斜面に残された樹林地は、地域の景観を特色づけるとともに、市街地近傍の生物多様性の場として維持、保全を図る。

(カ) 大規模都市公園等

住区基幹公園で比較的規模の大きい地区公園や総合公園、運動公園、広域公園、都市緑地などの大規模都市公園等は、地域の緑の拠点として位置づけ、その保全及び緑の拠点としての緑化を図る。

図 3 - 1 環境保全系統配置方針図



(2) レクリエーション系統

ア 基本的考え方

レクリエーション系統の公園緑地は、広域圏（周辺諸都市及び全市）から必要とされるレクリエーションの場、自然とのふれあいと緑の面からのレクリエーションの場、市民の日常圏におけるレクリエーションの場という視点から見て必要な公園緑地の配置を行った。

イ 配置計画

(ア) 広域から必要とされる公園緑地の配置

屋外スポーツの場としての河川及び水辺ふれあい拠点

相模川及び中津川等の河川は、フィッシングやボート等の川遊びなど、多くの人々が集まる場とするとともに、河川敷は、様々なスポーツや親水施設等の場として活用する。

大規模都市公園

市民や周辺諸都市の住民等が憩い、集い、スポーツを行う等の場として、既存の総合公園、運動公園、広域公園、都市緑地などに加え、都市緑地を依知、小鮎、南毛利地区に配置する。

ゴルフ場等の民間施設緑地

厚木市内には4つのゴルフ場があり、引き続き当地に配置し、市民や首都圏のゴルファーにプレイの場を提供する。

歩行者ネットワーク

公園緑地や歴史・文化施設地、観光レクリエーション地等を連絡する歩行者ネットワークを、6河川沿岸（水と緑のネットワーク）及び都市計画道路の歩道やコミュニティ道路等（緑のネットワーク）により形成を図るとともに、それらの緑化を図り、市民や来訪者に散策や憩いの場を提供する。

(イ) 自然とのふれあいと緑の面からのレクリエーションの場の配置

自然体験等の場としての自然保全緑地

自然公園及び森林公園とその周辺樹林地には、展望台、ハイキング道（関東ふれあいの道等）等を整備、維持管理し、山林地域での自然探勝・学習等を体験するレクリエーションの場とする。

水辺の自然とのふれあい空間の充実

相模川を中心に、相模川ローズガーデン、圏央道周辺（厚木PAスマートインターチェンジ）をはじめとして、水辺環境の自然を楽しむことができる散策路や観察施設、親水護岸等の整備を図る。

また、河川周辺には、河川環境を活かした公園、都市緑地等を配置する。

(ウ) 市民の日常圏におけるレクリエーションの場の配置

市街化区域内の住区基幹公園

住区基幹公園は、市民の身近なふれあいの場となるよう、市街化区域内に誘致圏、誘致人口を考慮しつつ、整備効果の高い配置を図る。住区基幹公園のうち、比較的規模の大きい地区公園は、地域住民が色々なレクリエーション等に利用する公園であるため、大規模都市公園がある市西部とバランスをとり、市東部を中心に配置する。

市民農園、市民緑地及び生産緑地

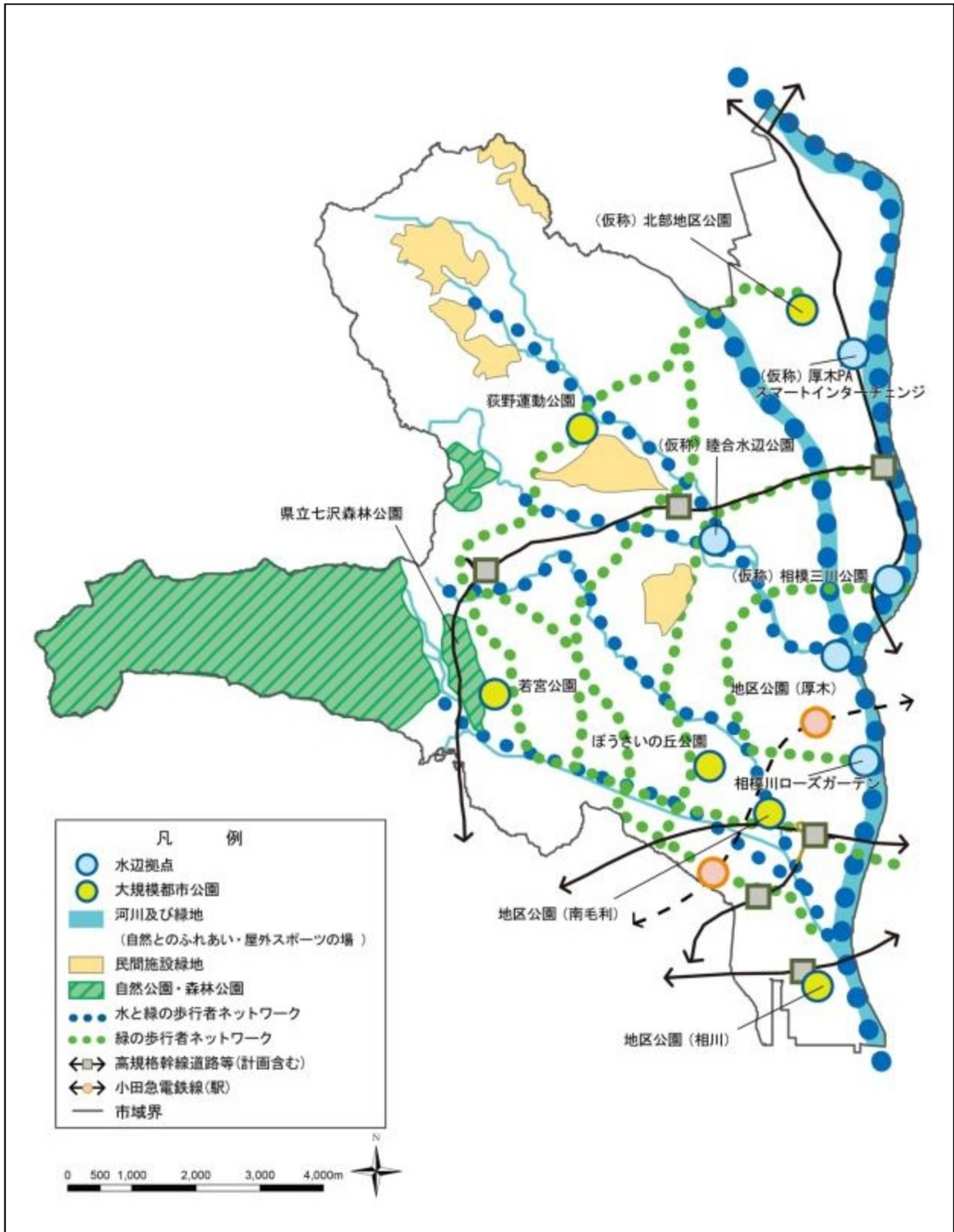
市民が農業を体験できる市民農園を引き続き里地里山地域に配置する。

また、公園緑地が不足している地域においては、市街化区域を中心に市民緑地を指定するとともに、生産緑地としての積極的な緑地の確保に努める。

公共施設緑地

市民が身近で手軽に利用できる子育て広場、コミュニティパーク、児童遊園、青少年広場、スポーツ広場等の公共施設緑地を市内各所に適宜配置する。

図3-2 レクリエーション系統配置方針図



(3) 防災系統

ア 基本的考え方

厚木市の場合、内陸都市であることを考慮すると、火災・震災、水害に関する防災が基本となる。

火災・震災については、避難場所の確保、避難路・緊急輸送道路の確保、延焼防止、難燃対策等が緑の配置を考える上で重要となる。

水害については、6河川の沿岸低地部での水害対策が重要であるが、山林、農地等の保水・遊水機能の保全も重要である。

(参考) 避難場所等の配置基準(「都市防災実務ハンドブック」参照)

広域避難場所は、市街地において誘致距離2km以内、1箇所当たり面積10haを基準として配置することとなっている。

指定緊急避難場所は、市街地において誘致距離500m以内、1箇所当たり面積2ha以上を基準として配置することとなっている。

避難路は、市街地内で500m間隔に配置し、ネットワークを構成するものとし、主に幹線道路、補助幹線道路で構成する(幅員15m以上の道路又は10m以上の緑道)ものとする。沿道は、不燃化(基本的には片側30m、高さ7m、周辺市街地の状況によって設定)して安全性を確保する。

なお、震災時、物資輸送路としての役割を果たす緊急輸送路(閉塞しない道路)の確保も重要である。

イ 配置計画

(ア) 火災・震災

避難場所を担う緑地

< 広域避難場所 >

厚木市では現在、厚木西公園(ぼうさいの丘公園)(東京農業大学農学部キャンパスを含む)、本厚木カンツリークラブ(厚木東高等学校、厚木商業高等学校を含む)、中荻野総合運動公園(荻野運動公園)の3箇所が広域避難場所に指定されている。この3箇所は、本市の南北をカバーしており、住宅密集地(市街地)の火災延焼に備えた配置となっている。

この他、広域避難場所としては、若宮公園(8.8ha)のように、比較的規模の大きい地区公園やスポーツ広場などを指定することも考えられるが、設置基準より小規模のものについては、周辺部の緑化等により避難機能を高める。

< 指定緊急避難場所及び指定避難所 >

現在、市内の指定緊急避難場所としては142箇所、指定避難所としては48箇所が指定されており、そのうち公園や球技場等が6箇所（厚木中央公園、中央青年の家跡地自然園、及川球技場、中荻野総合運動公園(荻野運動公園)、厚木西公園（ぼうさいの丘公園）、若宮公園）が指定されている。

この指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的（短期間）に避難する施設又は場所として指定されるものである。

また、指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、災害の危険性があり避難した住民等や、災害により住居に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設として指定されるものである。

これらの公園等の緑化や近接する公園等との一体的整備により防災機能の向上を図るものとし、広域避難場所でカバーしきれていない市北部においては、相模川、中津川の2河川に挟まれる依知地区に防災機能をもった公園を整備する。

なお、市西部においても広域避難場所でもカバーしきれていないが、比較的規模の大きい若宮公園（8.8ha）が指定緊急避難場所且つ指定避難所として指定されている。

公園名称	地 区
（仮称）北部地区公園	依知地区

この他、一時避難場所としては、市街地内の地区公園や近隣公園の活用が想定される。そのため、将来新規の近隣公園や地区公園を指定することも考えられるが、用地取得が困難で、設置基準より小規模のものについては、周辺部の緑化等により避難機能を高める。

避難路の防災性の確保に向けた緑化

すでに供用しており、幅員15m以上が確保されている道路で、避難場所に接続する道路を避難路として、その緑化に努める。

延焼遮断帯の緑化

都市計画道路については、沿道建築物等の不燃化を促進するとともに、道路の緑化により延焼遮断機能の強化を図る。

難燃対策に向けた緑化

市街地内の公共施設や民間施設の緑化は、都市に潤いを与えるだけでなく、燃えにくさを増す機能があると言われていることから、市街地の難燃対策の面からも緑化を推進する。

都市防災のための緑地の配置

本厚木駅周辺及びその他都市基盤が未整備のまま住宅等が集積している密集市街地の不燃化を図るため、沿道建築物の不燃化促進、幹線道路の整備と合わせた公園・緑道等の整備により、既存の不燃スペースを連担させ、延焼の遅延、防止を図る。

(イ) 水害等

河川の水害対策と保水・遊水機能

豪雨時の浸水等により災害の発生のおそれがある恩曾川沿いの低地部の一部は、今後も河川改修の推進に努める。また、小鮎川についても河川管理者と連携して同様な対策を進める。

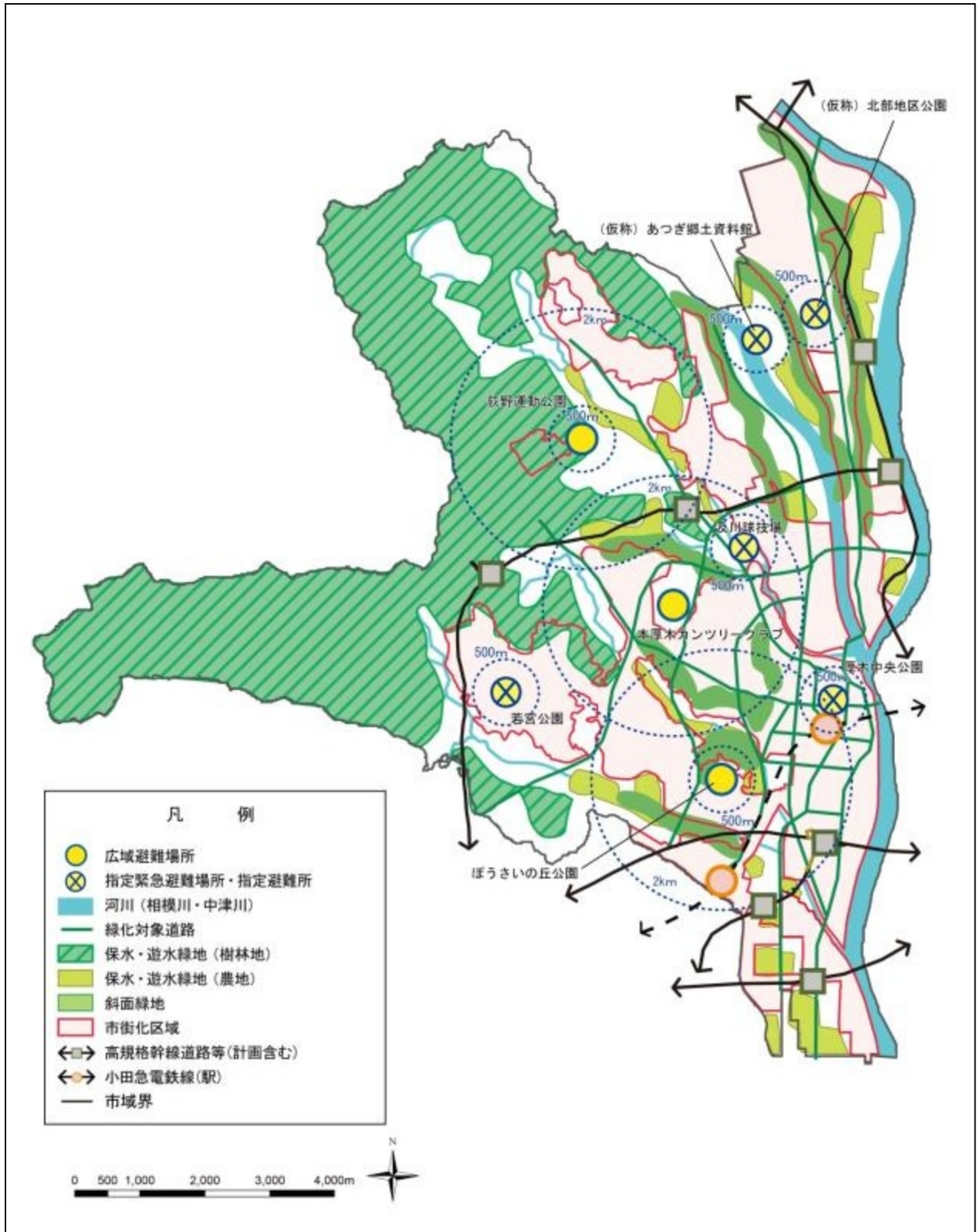
また、相模川、中津川の2河川に挟まれる依知地区には防災機能をもった（仮称）北部地区公園を配置する。

さらに、各河川の山地・丘陵地における緑地、農地についても流域の保水・遊水機能の確保・保全に努める。

斜面緑地

斜面緑地は、斜面地形の保全機能や火災時の防火帯としての機能を維持していくために、緑地保全事業や急傾斜地崩壊対策事業等を活用しながら、さらに自然景観の確保にむけた協定や条例の適用に向け保全・活用に努める。

図 3 - 3 防災系統配置方針図



(4) 景観系統

ア 基本的考え方

本市の景観系統の緑地については、緑の構造で述べた以下の3地域について、景観緑地の配置の在り方とその構成等の有り方を示す。

(ア)自然・緑地地域 (イ)里地里山地域 (ウ)都市地域

イ 配置計画

(ア) 自然・緑地地域

市民のシンボルであり、広域的なシンボルの山頂

大山は古くからの信仰の対象であり広域におけるシンボルとなっている眺望の対象である。また、白山、鐘ヶ嶽の山頂も神社や展望台がある眺望点であるとともに、市内からの眺望対象となっているシンボル山頂である。これらの山頂は、市のシンボル空間として自然景観の保全を図る。

地域全体の背景となり、境界となる自然の山並

丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園は、四季の彩りとやすらぎを市民に与え、山並の稜線は、市内から望む景観の背景となっていることから、自然環境の保全を図る。また、市内の街並み形成等に当たっては、これら背景との調和に配慮した景観形成を図る。

(イ) 里地里山地域

里地：田園・歴史景観の保全

シンボルとなる高松山や河川沿いの低地部には、田園や農園、農業集落が分布し、四季の彩りある景観が地域住民に潤いとやすらぎを与えている。また、旧街道沿いには、歴史的資源である寺社や歴史を伝える石碑などが見られる。

これらの特徴ある里地景観を維持・保全するため、水田環境の整備・保全、屋敷林や社寺林の保全、特長ある樹木の保全等を図る。

里山：原風景の保全

里山景観の背景を形成し、シンボルである鳶尾山や丹沢大山の麓に広がる丘陵地は、谷筋や斜面に農地と集落、樹林地が形成されており、原風景となる里山景観を構成している。

また、河川や水路等の水辺では、ホタルの生息など豊かな自然環境を形成している。

これらの景観を守り、自然環境を保全することにより、ヒューマンスケールの里山景観の維持・保全を図る。

斜面緑地の保全

市街化区域と市街化調整区域を区分し平地と台地部を画する斜面緑地は、里地から市街地を眺望した際の緑の帯として、地域景観を特徴づけているとともに、その林内は、動植物の生育の場としても自然環境が残されているところである。

また、市街地縁辺部の身近な緑として、市街地住民の憩いや散策の場としての活用も期待されるところである。

そのため、地域制緑地の指定や公有地化等を含め、その保全・活用に努める。

(ウ) 都市地域

都市地域内では、近隣公園や地区公園などの住区基幹公園が未整備で、玉川地区、小鮎地区を除いて、全般的に緑やオープンスペースが少なく潤いに欠けている。

このような都市地域では、住区基幹公園の整備により緑を創出するとともに、残存する樹林地や樹木の保全の誘導、生産緑地の継続・買取等による緑地空間の維持・増加に努めるものとする。また、街路等の公共施設の緑化及び生垣化や建物緑化の奨励等により緑の創出を図る。

厚木市の顔となる中心市街地の緑地景観の形成

本厚木駅前には多様な商業施設が集積し、多くの人々が訪れるにぎわい空間として、歩道のバリアフリー化や無電柱化等が進められ、誰もが利用しやすい道路空間の形成がなされて来ている。

今後も街路樹の植栽等により潤いのある歩行者空間の創出を図る。

新たな住宅市街地の緑地景観の保全と形成

森の里やまつかげ台、みはる野などの計画的につくられた団地は、丘陵地の自然と住宅が共存した緑豊かな住宅市街地環境が創出されており、森の里では、建築協定により建築物前面の緑化など、緑と調和した良好な景観が形成されていることから、これら市街地の景観の維持・保全を図る。

産業地、インターチェンジ周辺等の緑地景観の保全と形成

市内には工業団地が多く、大規模工場や計画的に開発された工業団地などでは豊かな緑に包まれた街並みが形成されている。引き続きこれらの工場緑化の推進と保全を図る。

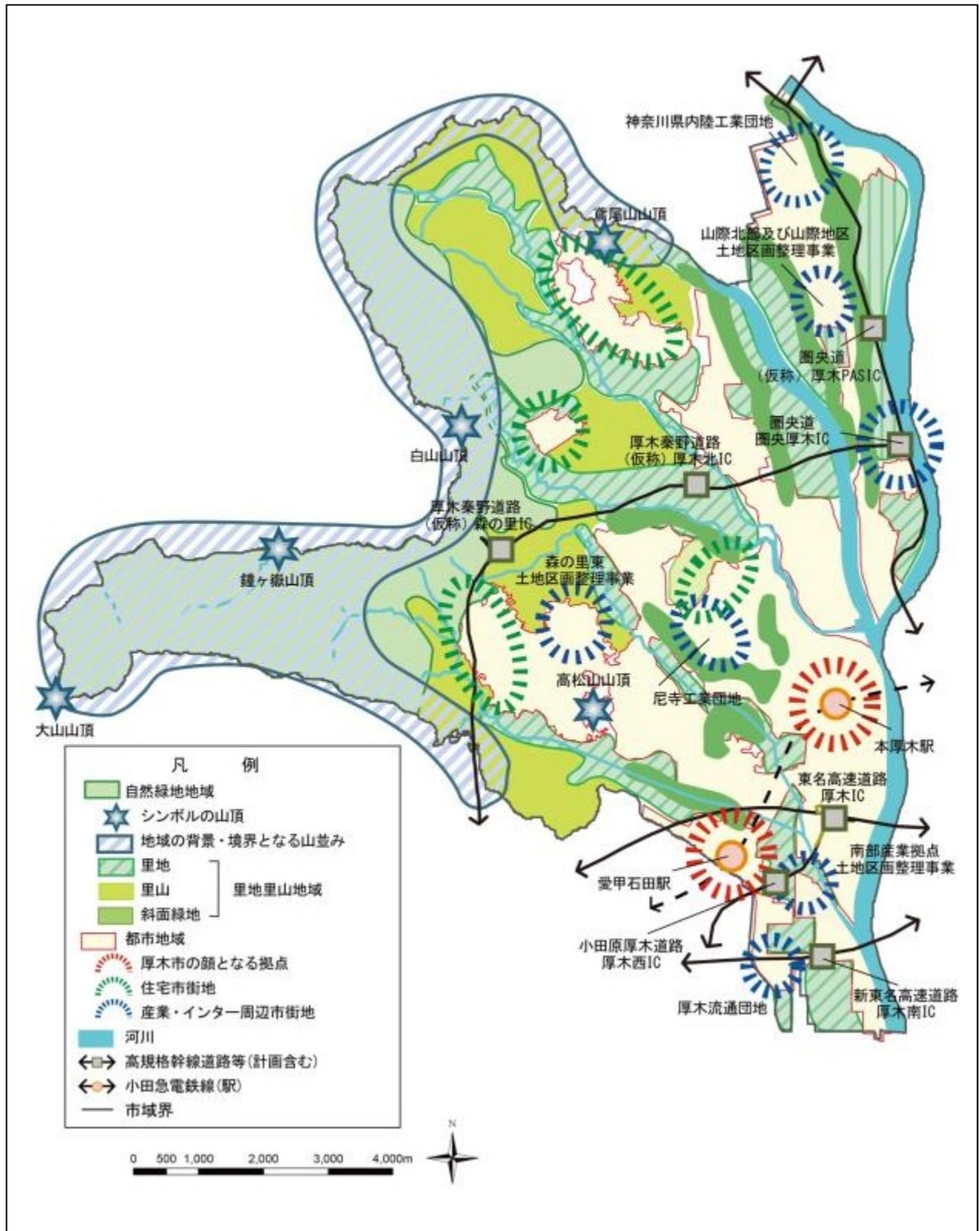
また、東名厚木インターチェンジ周辺は、交通の結節点であることから工

業や流通の拠点となっており、多くの人々が集まるところでもあるが、緑の潤いに欠けるため、緑化の推進を図る。

(I) 地域の自然の骨格（軸）となる河川

6 河川は、河川沿いの水田や斜面緑地とともに、本市の景観を特徴づける景観を形成しており、地域の景観の骨格として位置づけ、自然景観の保全・創出に努める。

図 3 - 4 系統配置方針図



3 都市公園の配置及び整備方針

(1) 基本的考え方

本市では、これまで増加する人口に対し、現行計画において新規住区基幹公園を57箇所（街区公園：29箇所、近隣公園：22箇所、地区公園：6箇所）整備することとし、推進してきた。しかし、住区基幹公園を配置すべき市街化区域内には、近隣公園、地区公園規模のまとまった未利用地は少なく、街区公園においても、大規模開発事業により整備された標準規模に満たない公園を街区公園とするなど、適正な位置に、適正な規模の公園を配置するのは難しい状況にあった。

また、その他の都市基幹公園や都市緑地などの都市公園についても、都市基幹公園（総合公園：1箇所、運動公園：1箇所）、都市緑地3箇所を整備するとしていたが、1箇所当たりの規模が大きく、市街化調整区域内で用地を確保することになり、これらの公園は、現在、玉川地区、小鮎地区、荻野地区の市西部に配置され、地域的な偏りが出ている。

そんな中、平成28年3月に市で算出した人口推計（厚木市人口ビジョン）では、平成32年をピークに人口減少へ転じることが予想されており、また、国では、拡大型の都市づくりからの方向転換を図り、市街地を集約する集約型都市構造化を進めている。

さらに、国では、地域に応じた都市公園の配置と機能の再編を挙げ、自治体の状況に沿った公園整備の方針に改められたことから、都市を取り巻く社会情勢や緑の状況、都市の方向性、限られた財源等を考慮し、適正な位置に、適正な規模の公園整備をする実現性のある配置が重要となってくる。

一方で、市民アンケート結果をみると、公園利用での利用しない理由は、時間に関する回答（利用する時間がない等）の次に、歩いていける公園がないとなっており、あると良いと思う公園に関しては、日常的に利用でき、誰もが楽しめる小さくても身近な公園であった。また、公園に一時避難場所としての機能を求めている。

これらの現状を鑑み、都市公園の配置については、次のとおり整理した。

市民アンケート結果	緑を豊かにする審議会	市の現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・市内及び居住地区にあると良いと思う公園や緑地は、日常的に散策や休憩・休息のできる公園、子供からお年寄りや障がい者まで楽しめる公園、小さくても身近なところの公園である。 ・公園や緑地を利用しない理由に利用する時間や暇がないという理由のほか、歩いて行けるところがないという理由が多くみられた。 ・身近な公園などは一時避難場所として有効であるという意見が多くみられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園は、お年寄りや大人が付き添う子供の利用が多いため、その利用を考慮した配置計画が望ましい。 ・市民ニーズに加え、市の財政状況も考慮し、大きな規模の公園（特に近隣公園）の配置を見直し、実現性のある配置計画にすべき。 ・公園種別ごとの優先順位を考慮した計画にしてほしい。 ・既存の公園も活用しつつ、有効的な新規公園の計画が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市全域において、誘致圏の不足エリアがあり、市民が身近に利用できる公園が少ない状況である。 ・一人当りの公園面積が、地区別で見ると偏りが生じている。 ・新規の公園整備はあまり進んでいない。 ・関連計画と連携し、自然的環境や景観向上のための公園配置が必要。 ・近年は、財政状況を鑑み、用地取得せず借地契約による公園（コミュニティパーク）の整備を推進している。

市民ニーズ	市の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・子供からお年寄りまで、皆が日常的に利用できる身近な公園 ・日常的にも災害時にも、皆が安心安全に利用できる公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとに偏りのない公園配置 ・財政面も考慮した実現性のある公園配置

- 配置方針 -

人の集まる市街化区域を中心に、子供からお年寄りまで、市民が身近に利用できる公園配置を行う。

市街化区域を中心に、誰もが日常的に利用でき、一時避難場所としても有効な最も身近な存在である街区公園を面的に配置する。

市民のあらゆる利用目的に応えられるよう、近隣公園、地区公園についても、新規公園の配置を行う。

小さくても身近な公園が最も必要とされているが、地区の主要な公園として、防災機能を持つ、近隣公園（標準2ha）や地区公園（標準4ha）を各地区1箇所を基本に地区ごとに偏りのないように配置する。

広域的に利用される公園（運動公園・総合公園）の機能の充実に努める。

荻野運動公園（運動公園）やぼうさいの丘公園（総合公園）の更なる機能の充実を目指す。

自然的環境の保全や改善、景観の向上にも配慮した公園の配置を行う。

風致公園、都市緑地、都市林を配置する。

(2) 住区基幹公園

種別	内容
街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。



大手公園（街区公園）



厚木中央公園（近隣公園）



若宮公園（地区公園）

ア 街区公園

街区公園は、幼児やその親、高齢者等が日常的に手軽に利用できる最も身近な公園であり、そのためには誘致距離250mを参酌基準として重視する必要がある。

本市の現在の街区公園の誘致圏外の区域の分布は、図3-5に示すとおりである。このうち、工場のための地域で、住宅、学校、病院などを建てることのできない工業専用地域などの工業地の分布する範囲を除き、これらをカバーする形で街区公園を配置することが望ましい。

現在、地区別の人口1人当たりの整備状況をみると、厚木地区は0.75㎡/人、依知地区は0.57㎡/人、睦合地区は0.87㎡/人であり、また、小鮎地区においても0.93㎡/人と1.0㎡/人を下回っており、整備があまり進んでいない地区がみられる。また、厚木地区、依知地区、睦合地区は、市街地であり、大規模公園緑地の整備は困難であることから、上記3地区を中心に街区公園を配置するものとし、市街化区域を網羅するよう整備する。

街区公園の規模は、1箇所当たり2,500㎡が目安となっているが、本市の市街化区域内でこの規模の都市的未利用地等を期待するのは難しい面があることから、この規模にこだわらず、比較的まとまりのある未利用地等の活用を図るものとする。

なお、未利用地のうち生産緑地については、都市内緑地として原則保全していくものとするが、公園としての積極的な活用を検討する。

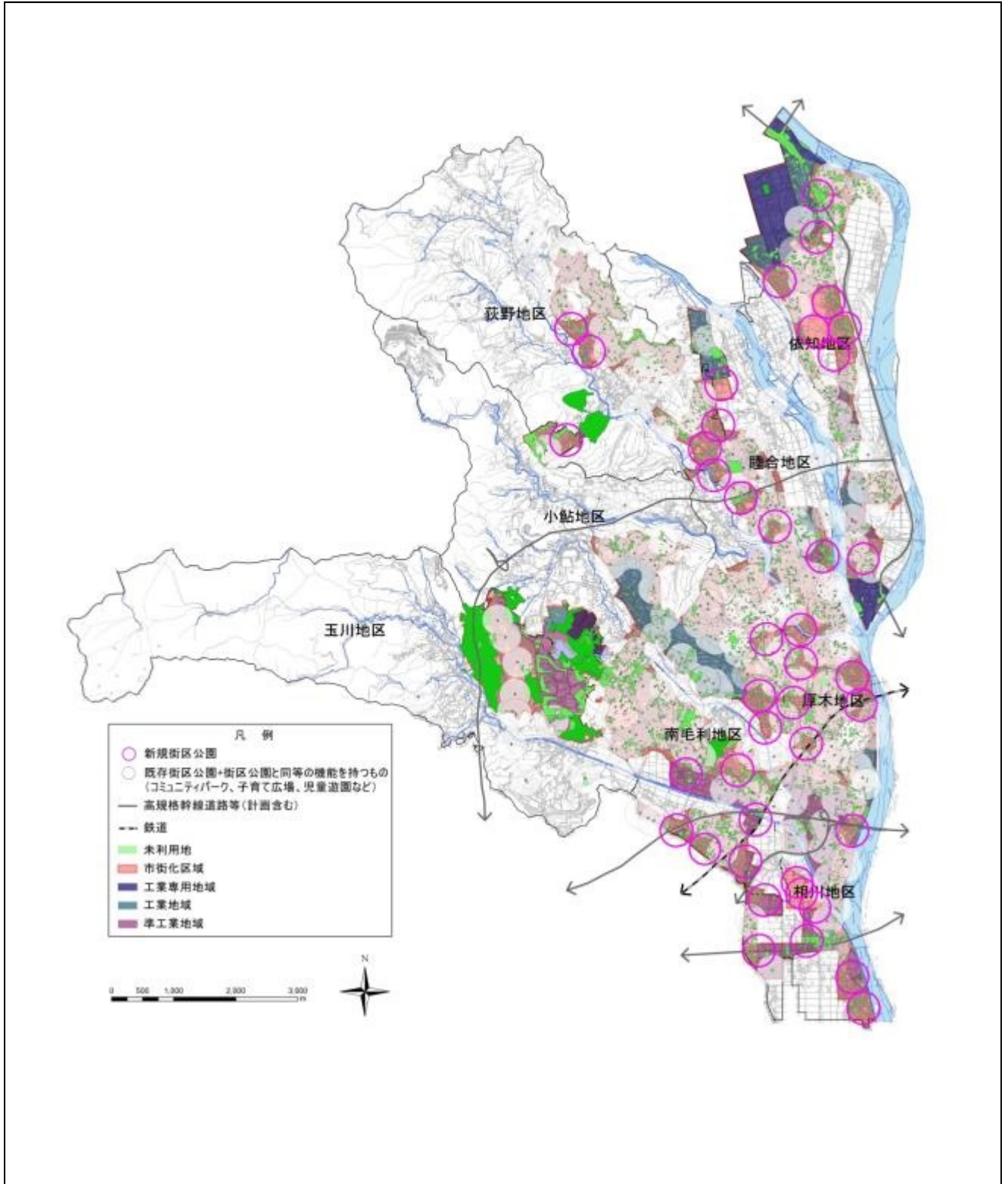
また、街区公園と同等の機能をもつコミュニティパーク、市営住宅団地内公園等を有効活用しながら、適正な公園配置を行うものとする。

表3-2 地区別街区公園面積（平成28年3月31日時点）

地区	街区公園		
	人	ha	㎡/人
厚木地区	33,130	2.49	0.75
依知地区	31,480	1.78	0.57
睦合地区	41,623	3.62	0.87
荻野地区	26,525	5.24	1.97
小鮎地区	14,660	1.37	0.93
南毛利地区	53,406	8.13	1.52
玉川地区	10,208	3.45	3.38
相川地区	14,094	2.66	1.89
合計	225,126	28.74	1.28

以上のことを踏まえ、人が集まる市街化区域内の誘致圏外において面的に配置する。

図 3 - 5 街区公園配置計画図



イ 近隣公園

近隣公園は、比較的多様な年齢層が利用する公園であり、2 haを目安に比較的まとまった敷地を必要とする。

市民アンケート結果をみると、歩いていける身近な公園(住区基幹公園)を必要としており、そのうち、機能として散策や休憩・休息ができる公園など近隣公園のもつ機能を求めている。しかし、現在、近隣公園は5箇所の整備にとどまり、表3-3に示すように、睦合、南毛利、相川地区には整備されておらず、地域での偏りがみられる。

また、図3-6は、本市の現在の近隣公園の市街化区域内での誘致圏外の区域の分布を示したものであり、ほとんどの範囲が誘致圏外となっている。

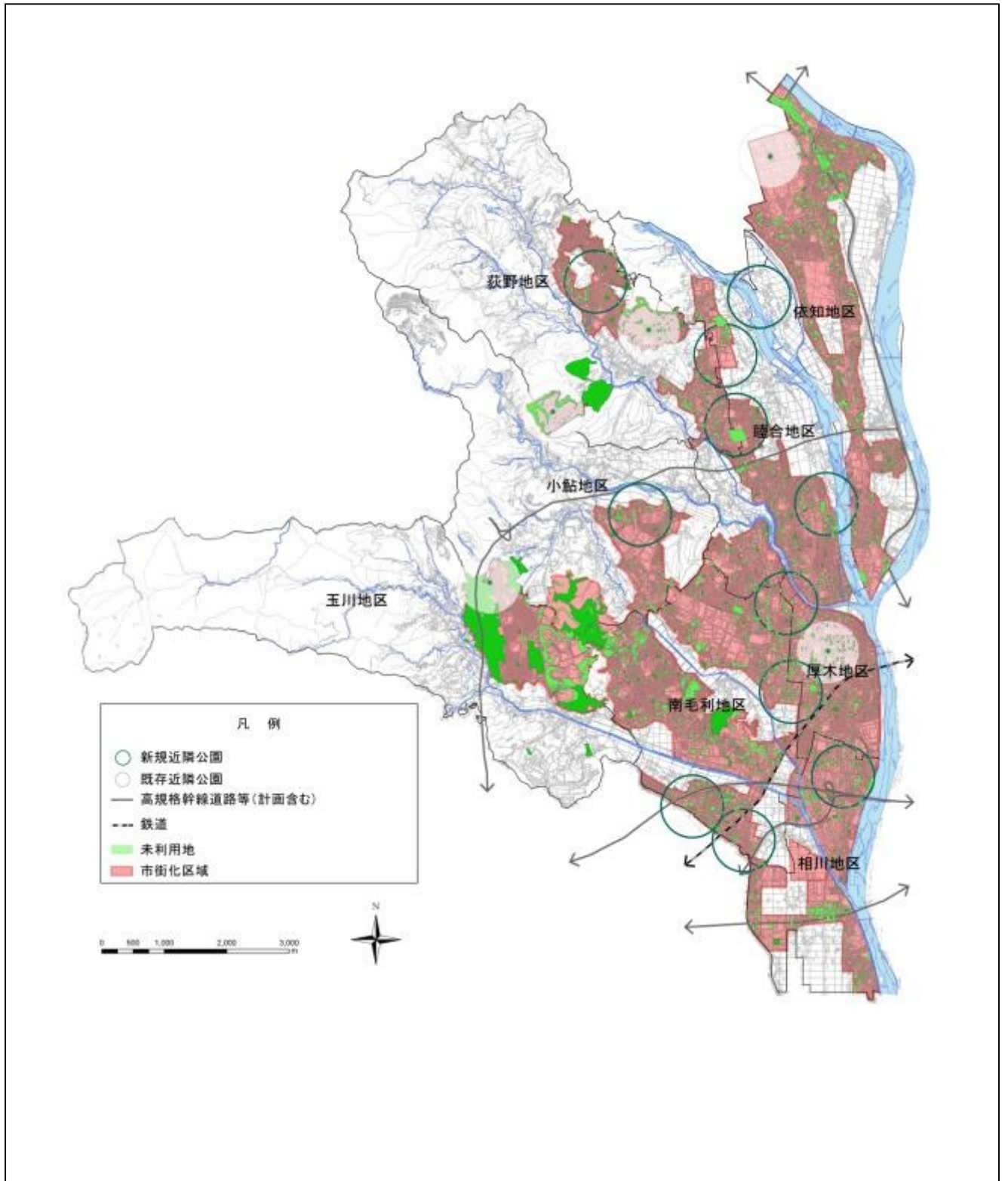
一方、市街化区域内には、まとまった未利用地は少なく、近隣公園規模の用地取得は困難であり、また、限られた財源や維持管理等を考慮し、配置を行うものとする。

表3-3 地区別近隣公園面積(平成28年3月31日時点)

地 区	近隣公園		
	人	ha	m ² /人
厚木地区	33,130	1.94	0.59
依知地区	31,480	1.37	0.44
睦合地区	41,623	0.00	0.00
荻野地区	26,525	2.27	0.86
小鮎地区	14,660	1.07	0.73
南毛利地区	53,406	0.00	0.00
玉川地区	10,208	1.04	1.02
相川地区	14,094	0.00	0.00
合計	225,126	7.69	0.34

以上のことを踏まえ、各地区1箇所を基本に配置し、既存のスポーツ広場や近隣公園規模以上の公園配置を踏まえながら、人口1人当たりの公園面積が少ない地区へ配置する。

图 3 - 6 近隣公園配置計画図



ウ 地区公園

地区公園は、色々なレクリエーション等に利用する公園で、誘致距離 1 km を参酌基準とし、1 箇所当たり 4 ha のまとまった敷地を必要とするものである。

表 3 - 4 に示すとおり、本市全体の地区公園は、玉川地区の 1 箇所(8.86 ha)にとどまっており、図 3 - 7 は、現在の地区公園の市街化区域内での誘致圏外の区域の分布を示したものであるが、ほとんどの範囲が誘致圏外となっている。

そのため、地区公園規模のスポーツ広場がある小鮎地区や、地区公園以上の運動公園がある荻野地区を除き、地域のシンボルになる地区公園を、各地域に整備することとし、河川付近の厚木、睦合地区の地区公園は河川と一体化した整備を行う。

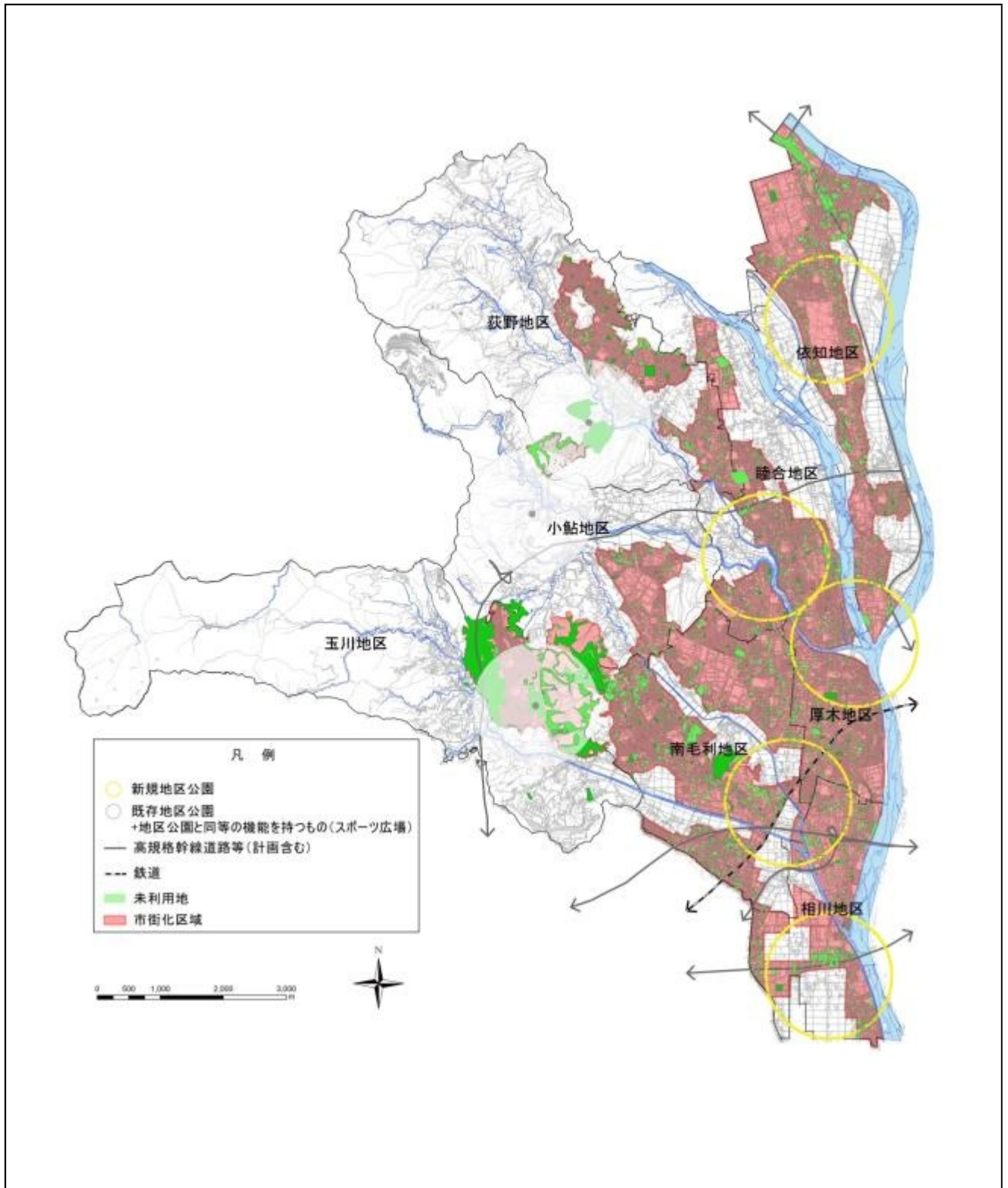
さらに、地区公園は、避難場所としての機能も求められていることから、河川によって挟まれている市北部の依知地区には、防災機能を併せ持つ地区公園を整備する。

表 3 - 4 地区別地区公園面積（平成28年 3 月31日時点）

地 区	地区公園		
	人	ha	m ² / 人
厚木地区	33,130	0.00	0.00
依知地区	31,480	0.00	0.00
睦合地区	41,623	0.00	0.00
荻野地区	26,525	0.00	0.00
小鮎地区	14,660	0.00	0.00
南毛利地区	53,406	0.00	0.00
玉川地区	10,208	8.86	8.68
相川地区	14,094	0.00	0.00
合計	225,126	8.86	0.39

以上のことを踏まえ、各地区 1 箇所を基本とし、1 人当たりの公園面積が小さい地区を優先に、地区の特性に応じて配置する。

図 3 - 7 地区公園配置計画図



(3) 都市基幹公園

種別	内容
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。



ぼうさいの丘公園（総合公園）



荻野運動公園（運動公園）

ア 総合公園

現在、市内の総合公園は、厚木西公園（ぼうさいの丘公園）の1箇所が整備されており、比較的市中心部に位置していることから、総合公園は既存公園である厚木西公園（ぼうさいの丘公園）の機能を維持するものとする。

厚木西公園（ぼうさいの丘公園）は、南毛利地区の東京農業大学西側に配置されており、東京農業大学キャンパスと一体となって広域避難場所としての機能を持つ。

イ 運動公園

運動公園は、既存の中荻野総合運動公園（荻野運動公園）の機能を充実するものとする。

中荻野総合運動公園（荻野運動公園）は、33.90haの規模があり、平成27年度には、区域内にあつぎこどもの森公園約8.0haを整備した。未整備区域である10.25haについてもスポーツ・レクリエーション機能の集積・拡充を図るべく、整備を進める。

なお、市内の各所には、スポーツ広場が表3 - 6に示すとおりに整備されていることから、広域及び全市的な運動需要に対しては中荻野総合運動公園（荻野運動公園）を活用し、市民の身近で日常的なスポーツ需要に対しては、スポーツ広場で対応するものとする。

表3 - 5 都市基幹公園一覧表

種類	名称	面積：ha	位置
既 存			
総合公園	厚木西公園（ぼうさいの丘公園）	9.38	南毛利地区
運動公園	中荻野総合運動公園（荻野運動公園）	23.65	荻野地区
新 規			
運動公園	中荻野総合運動公園（荻野運動公園） （未整備区域）	10.25	荻野地区

表3 - 6 スポーツ広場の現況表

市街化区域	市街化調整区域	合計
13ヶ所、3.1ha	18ヶ所、18.6ha	31ヶ所、21.7ha

(4) 大規模公園、特殊公園、都市緑地等

種別	内容
広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置する。
特殊公園 (風致公園)	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
都市林	市街地及びその周辺においてまとまった面積を持つ樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。



県立七沢森林公園（広域公園）



あつぎつつじの丘公園（都市緑地）

ア 広域公園

県立七沢森林公園を引き続き配置し、エコロジカルネットワークの大山山麓につながる核の一部として、自然樹林や動植物の生息環境の保全に努めるものとする。

イ 特殊公園

<風致公園>

愛名緑地と小町緑地を結ぶ高松山周辺に新たに風致公園を配置し、大山からの緑地の連続性の確保とエコロジカルネットワークの拠点として、市街地に近接する自然性の高い緑地の風致を保全・利用対象とした整備を図るものとする。

ウ 都市緑地

現在、森の里周辺に、上古沢緑地（あつぎつつじの丘公園）、愛名緑地、小町緑地の3緑地が集中して配置されており、引き続き配置するものとともに、新たに下古沢緑地を小鮎地区、相模三川公園を都市緑地として依知地区に整備し、充実させる。

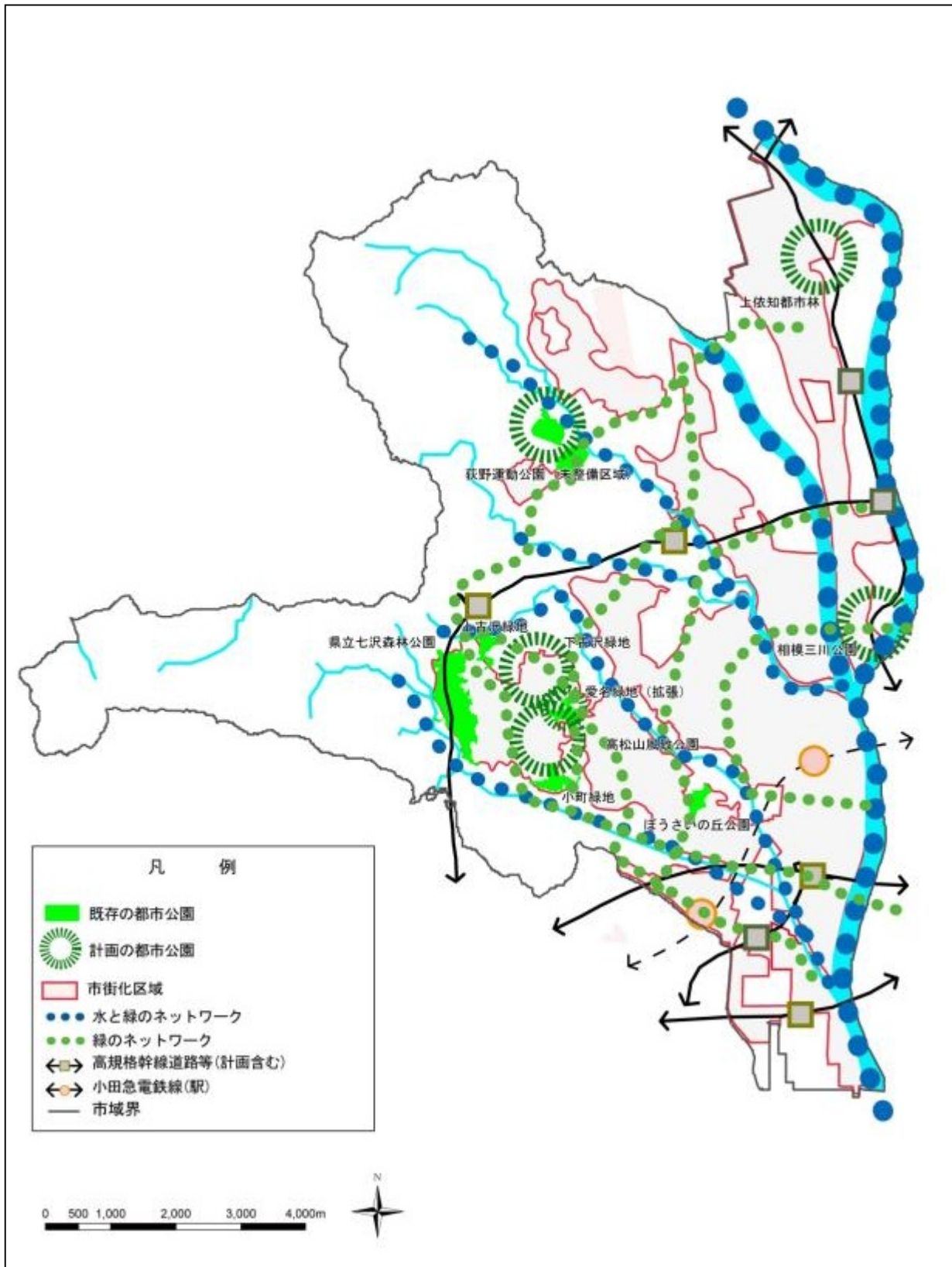
エ 都市林

上依知小学校南側の斜面緑地一帯を都市林とし、その後、市街地に近接している斜面緑地の保全・利用を推進するため、斜面緑地保存地区に指定されている斜面緑地を中心に、比較的規模の大きい斜面緑地を都市林として整備する。

表3 - 7 広域公園、特殊公園及び都市緑地一覧表

種類	名称	面積：ha	位置
既 存			
広域公園	県立七沢森林公園	64.60	玉川地区
都市緑地	上古沢緑地(あつぎつつじの丘公園)	13.93	小鮎地区
	愛名緑地	10.94	南毛利地区
	小町緑地	13.73	玉川地区
新 規			
風致公園	高松山風致公園	20.00	南毛利地区
都市緑地	愛名緑地(拡張)	0.40	南毛利地区
	下古沢緑地	25.40	小鮎地区
	相模三川公園	18.00	依知地区
都市林	上依知都市林	7.12	依知地区

図 3 - 8 都市基幹公園等配置方針図



4 総合的な公園・緑地の配置方針

「3 都市公園の配置及び整備方針」での様々な公園緑地の配置方針を踏まえ、総合的な公園・緑地の配置方針を以下のように設定する。

(1) 地域

ア 自然・緑地地域

丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、県立七沢森林公園及びその周辺樹林地は、多様な動植物の生育・生息地として希少動植物や野生鳥獣の保護等の環境の保全を図り、市町村の区域を越え、首都圏や神奈川県内の住民がこれらの自然に親しみ、学べる空間として、自然探索やキャンプ等を体験するレクリエーションの場への活用を図るものとする。

さらに、荻野川、恩曾川、小鮎川、玉川の源流をなす自然豊かな林であり、洪水抑制のための水源涵養林として保全を図るものとする。また、これらの山々は、地域の風景を形づくる背景及び境界をなしており、大山や白山、鐘ヶ嶽の山頂は、市民や神奈川県民のシンボルとして保全を図る。

イ 里地里山地域

(ア) 里地

6つの河川沿岸の水田は、河川の遊水機能も果たしていることから、農業生産の場として農業振興地域内の農用地区域の保全を図るものとする。

水田を主体とした農地の維持を図り、市民農園等で市民が農業に親しむ機会を提供するなど、地域に生息する動植物と地域の人々の共生する場として自然資源の保全・再生に努める。

また、集落地内の屋敷林や農地等の緑及び斜面緑地や市街化調整区域内の住宅地等の間の樹林地等の緑の保全により、田園景観の保全を図るとともに、旧街道沿いには寺社や歴史を伝える遺跡等が分布するなど、歴史風土や自然に彩られた生活の場が形成されていることから環境の保全を図るものとする。

さらに、里地景観の背景を形成する高松山の保全を図るとともに、市街地に近接して貴重な自然環境を提供している斜面緑地の保全・利用を推進するため、比較的規模の大きい斜面緑地を都市林として保全するものとする。

当面は、斜面緑地保存地区に指定されている斜面緑地を中心に保全・活用を図るものとする。

(イ) 里山

自然保全緑地と里地との間の谷筋や斜面に農地と集落、樹林が交錯して形

成されており、自然と共生する人々の生産と生活の場となっていることから、鳶尾山及び谷戸の水辺や農地の保全・再生や動植物の保護など豊かな自然資源の保全に努めるものとする。

二次林を主体とした樹林地は、里山の原風景を形成するとともに、地域の人々の生活と密着した林であることから、その保全と活用を図るものとする。

ウ 都市地域

都市地域では、住区基幹公園が不足していることから、誘致圏、誘致人口を考慮しつつ整備効果の高い配置・整備を図るとともに、残存する樹林地や樹木の保全の誘導、生産緑地の継続・買取等による緑地空間の維持・増加に努めるものとする。

また、火災・震災時の防災対策の面でも十分な対応が必要とされていることから、避難圏域を考慮した一時避難場所となる公園緑地の配置・整備や避難路及び緊急輸送道路の整備充実、火災時の延焼防止や遮断するのに役立つ道路や公園、敷地の緑化を進めるものとする。

さらに、都市地域内の次のような主要な地区での緑地空間の形成を図るものとする。

本厚木駅前には多様な商業施設が集積し、多くの人々が訪れるにぎわい空間として、歩道のバリアフリー化や無電柱化等とともに、街路樹の植栽等により潤いがあり、安全で魅力ある歩行者空間の創出を図るものとする。

森の里やまつかげ台、みはる野などの計画的につくられた団地は、丘陵地の自然と住宅が共存した緑豊かな住宅市街地環境が創出されており、森の里では、建築協定により建築物のある敷地内の緑化など、緑と調和した良好な景観が形成されていることから、これら市街地の景観の維持・保全を図るものとする。

市内には工業団地が多く見られ、大規模工場や計画的に開発された工業団地などでは豊かな緑に包まれた空間が形成されている。引き続きこれらの工場緑化の推進と保全を図るものとする。

また、東名厚木インターチェンジ周辺は、交通の結節点であることから工業や流通の拠点となっており、多くの人々が集まる場所でもあるが、緑の潤いに欠けるため、緑化の推進を図るものとする。

(2) 軸

ア 水と緑の軸：主軸

6 河川は、市民が水辺に親しみ、多様な水生生物等が生息する環境の維持・改善に努めるものとする。河川の改修に当たっては、多自然型護岸の整備により生物の生息環境の維持に努めるものとする。

また、河川敷が広い相模川及び中津川は、市街地に隣接することから、市民のレクリエーションの場として、また災害時の避難場所として活用を図るものとする。

さらに、これら河川の沿岸には、堤防や側道を活用して歩行者・自転車道の整備を図り、上流部と下流部を結ぶ水辺のネットワーク化を図るものとする。

イ 緑の軸：サブ軸

都市計画道路及び緊急輸送道路等の緑化を推進し、水と緑の軸と連結することにより、山岳丘陵地、田園地域等の自然豊かな地域を連絡するエコロジカルネットワークの実現化を図るものとする。

(3) 拠点

周辺住民等が憩い、集い、スポーツを行う総合公園、運動公園、広域公園、都市緑地及び地区公園を緑の拠点として配置するものとする。

ア 地域の核となる緑の拠点

住区基幹公園の中で、比較的規模の大きい地区公園を市街化区域または市街化区域に隣接した市街化調整区域に緑の拠点として配置するものとする。

- ・若宮公園（玉川）
- ・（仮称）北部地区公園（依知）
- ・（仮称）睦合水辺公園（睦合）
- ・地区公園（厚木）
- ・地区公園（南毛利）
- ・地区公園（相川）

また、次の都市基幹公園、大規模公園等を主に市街化調整区域に緑の拠点として配置するものとする。

- ・厚木西公園（ぼうさいの丘公園）（総合公園）
- ・中荻野総合運動公園（荻野運動公園）（運動公園）
- ・県立七沢森林公園（広域公園）
- ・高松山風致公園（風致公園）
- ・愛名緑地（都市緑地）
- ・上古沢緑地（あつぎつつじの丘公園）（都市緑地）
- ・下古沢緑地（都市緑地）
- ・小町緑地（都市緑地）
- ・（仮称）相模三川公園（都市緑地）
- ・（仮称）上依知都市林（都市林）

イ 水と緑の拠点

相模川及び中津川等の河川は、レクリエーション等に利用する多くの人々が集まる場として活用するものとする。

また、新たに河川の合流地点である厚木地区や、河川によって挟まれている依知、睦合地区に水と緑のふれあい拠点の整備を図り、親水水辺空間の拠点として位置づけ、自然型水辺環境の創出を軸としたエコロジカルネットワークの一環とする。

- ・（仮称）睦合水辺公園
- ・地区公園（厚木）
- ・（仮称）相模三川公園（都市緑地）
- ・厚木PAスマートインターチェンジ
- ・相模川ローズガーデン

ウ 都市拠点

厚木市の顔となる駅周辺の中心市街地には既存公園、街路・広場空間、公共施設、公開空地、及び民間施設等の屋上壁面なども含めて、緑化の充実を図り、都市空間の緑化を推進し、潤いのある市街地景観を形成する。

- ・本厚木駅
- ・愛甲石田駅

5 地球環境や生物多様性に配慮した環境形成方針

(1) 環境負荷軽減に配慮した環境形成方針

ア CO₂吸収源としての森林の保全

地球温暖化防止の観点から、CO₂吸収源としての森林の保全、育成、管理を推進するものとする。

イ 風の道やクールスポットの形成

市内6河川や市内の主要な幹線道路などは、水の軸あるいは緑の軸として風の道の形成を図るとともに、これらの沿線及び沿川の水田や樹林地は地表面の冷却効果を持つクールスポットとして保全を図るものとする。

ウ 市街地の緑化の推進

市街地の積極的な緑化を図ることにより、市街地のクールダウン効果の向上を図るものとする。

(2) 生物多様性に配慮した環境形成方針

ア 多様な生物の生息環境を育む自然・緑地の保全

丹沢大山国定公園をはじめとする市西部の自然及び緑地は、多様な生物の生息地として、希少動植物の保全を図るとともに、緑とのふれあいの場の創出や山林の健全な育成を図るものとする。

イ 生物の生息環境をつなぐエコロジカルネットワークの形成

丹沢大山を源とする荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川と、中津川、相模川は、本市の水と緑の軸を形成し、多様な生物の生息環境を持つとともに、西部の自然・緑地と東部の市街地を循環するエコロジカルネットワークを形成する重要な自然地として、保全と活用を図るものとする。

ウ 都市農業の保全と自然との共生

里地里山地域の樹林地や農地は、人の生活の場であるとともに、農林業の生産の場であり、人と自然が共生する場として、豊かな自然環境を持つことから、その保全を図るものとする。